

議案第 八四 号

三朝町職員の給与に關する條例（昭和三十年三朝町條例
第二五号）の二部を改正する條例を次のように定める

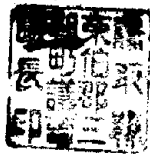
昭和三十年十二月二十六日提出

原案可決 三朝町長 坂出雅



昭和三十年十二月二十六日議決

東伯郡三朝町議會議長 天野 廉



三朝町職員の給与に關する條例の一部を
改正する條例

第十三條の次に次の一條を加える

（休職者の給与）

第十三條の二 職員が、公務上負傷し又は疾病にかゝり、地方
公務員法第二十八條第二項第一号に掲げる事由に該
當して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給



料 扶養牛当、勤務地牛当、寒冷地牛当期未牛当、
及び勤務地牛当の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり、地方公務員法第三十條
第二項第一号に掲げる事由に該当して休職にされたとき
は、その休職期間が満三年に達するまでは、これに結料
扶養牛当及び勤務地牛当のそれぞれ百分の八十を支
給する。

3 職員が前二号以外の心身の故障により、地方公務員法
第三十八條第二項第一号に掲げる事由に該当して休職に
されたときは、この休職期間が満三年に達するまでは、これに結料
扶養牛当及び勤務地牛当のそ
れぞれの百分の八十を支給する。

4 職員が、地方公務員法第三十八條第二項第二号に掲げ
る事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、
これに結料、扶養牛当及び勤務地牛当のそれぞれ百分の
六十以内を支給することができる。

第二十五條 削除

附則

一 この條例は公布の日から施行し昭和三十一年一月一日から適用する

二 昭和三十一年一月一日からこの條例施行の日までの給与については、この條例の規定による額が従前の規定による額より少くなる場合においては前項の規定にかかわらず従前の條例の規定を適用する

第二十六條の二

職員が公務上負傷し又は疾病にかゝり、地方公務員法第二十八條第二項第一号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給